

## 第2回植物防疫検討会 議事概要

日時：令和4年12月16日（金）14:30～16:00

場所：農林水産省三番町共用会議所 第1会議室

出席者：【委員】有江委員（座長）、天野委員、加藤委員、君島委員

【専門委員】藤川専門委員

【事務局（農林水産省）】消費・安全局 佐藤参事官

植物防疫課 尾室課長、羽石防疫対策室長、二階堂課長補佐、  
中園課長補佐

横浜植物防疫所 松浦統括、上地次席、有本次席

【一般傍聴（Web）】約30名

議題：緊急防除実施基準（案）について

農林水産省消費・安全局佐藤参事官から冒頭あいさつの後、事務局より植物防疫法改正の概要について説明。その後、議題について、資料に沿って説明。各専門委員及び委員からの発言要旨は以下のとおり。

### 【議題 緊急防除実施基準（案）について】

（藤川専門委員）

- 火傷病菌の同定方法について、「基本的に、1)血清学的診断法→2)遺伝子診断法→3)細菌学的性状等の順番に検定を実施」とあるが、「基本的に」というのは、この順番にはこだわらないという理解で良いか。
- カンキツグリーニング病菌（CG）を媒介するミカンキジラミについてはCGの保毒の有無を確認することだが、火傷病菌を媒介するミツバチ等については、それらに火傷病菌が付着しているかどうかの検定は行わないという理解で良いか。
- CGの感染植物が見つからない地域で、ミカンキジラミのみが発見された場合、どのように対応するのか。

（事務局）

- 最初の発見事例では、慎重に同定する必要があるため、3種類の同定方法の全てをこの順番で行うべきと考えるが、仮に発生範囲が広がった場合、迅速に対応する必要もあることから、全ての発見地点でこの順番で3種全ての方法を行う必要はないと考えている。
- ミカンキジラミは体内にCGを保毒する一方で、ミツバチは体表に火傷病菌が付着した花粉が付着することにより媒介するだけであるので検定までは考えていない。
- ミカンキジラミのみが確認された場合には、重要病害虫発見時対応基本指針に基づき対応することとなり、CGを保毒したミカンキジラミが確認された場合には、周辺のミカン等のCGの宿主植物について、CGの感染の有無を調査する。

(眞岡委員 (書面によるコメント))

- 緊急防除実施基準を作成することによって事前周知期間が短縮となるが、①十分な周知がなされるのか、②防除剤の供給体制が整うのか、等の懸念がある。これに対する対応策を教えてください。
- 調査や防除等に関する技術は日々進歩するが、緊急防除実施基準が時代遅れにならないようにどのように取り組むのか。
- 緊急防除の実施に当たっては、みどり戦略など他の政策にも配慮しつつ、緊急防除の意義・重要性を当事者に十分説明いただきたい。

(事務局)

- 緊急防除実施基準をあらかじめ作成することで、これまでよりも早い段階から実施すべき防除の内容を関係者等に周知することなどが可能になると考えている。このため、事前周知期間が10日間になったとしても、これまでのように関係者への周知等を十分に実施できると考えているので、引き続き十分な周知等に努めてまいりたい。また、防除資材等の供給体制については、植物防疫所での備蓄や購入先のリストアップ等、必要な防除資材等を確保できるようにしておく考え。
- 重要病害虫の情報は、常時、植物防疫所で収集しており、それらの知見を踏まえて、必要に応じて緊急防除実施基準の見直しを行っていききたい。
- 緊急防除においては、化学農薬以外の方法も選べるようにしたいと考えているが、病害虫の種類や発生状況によっては、化学農薬による防除が必要になることが想定される。そのような場合には、当事者に対して十分な説明に努めてまいりたい。

(松村専門委員 (書面によるコメント))

- 緊急防除実施基準を作成することによって事前周知期間が短縮となるが、従来行ってきた事前周知等が不十分にならないよう対処が必要。
- 生産者や消費者への緊急防除等の重要性などに関する周知について、Web や SNS などを用いるなどして取り組んでいただきたい。

(事務局)

- 緊急防除実施基準をあらかじめ作成することで、これまでよりも早い段階から実施すべき防除の内容を関係者等に周知することなどが可能になると考えている。このため、事前周知期間が10日間になったとしても、これまでのように関係者への周知等を十分に実施できると考えているので、引き続き十分な周知等に努めてまいりたい。
- これまで、植物防疫所のHPやYoutubeなどを活用して植物検疫制度についての周知活動を実施してきたところ。今後もSNSなども活用しながら周知に取り組んでまいりたい。

(君島委員)

- 防除の内容として薬剤散布があるが、対象病害虫は日本未発生のため登録農薬がない。緊急防除の場合は登録がない農薬も使用可能と承知しているが、実際に国

内で発生し、防除を行う際に、特に生産者がどの農薬を使用すればよいのか困ってしまうと思うため、使用可能な農薬についてあらかじめアナウンスすることが必要。

(事務局)

- 委員ご指摘のとおり、あらかじめ使用可能な農薬をリストアップしておくことは非常に重要と考えるので、対応について検討してまいりたい。

(天野委員)

- 今回の対象病害虫は適用農薬が少ないと思われる。また、寄主植物もマイナーなものがあり、残留農薬基準が低く設定される。緊急防除で適用外の農薬を使用し、残留農薬基準を超えてしまって出荷ができなくなった場合、補償はどうなるのか。
- 緊急防除開始の決定は誰がいつ、どのような形で行うのか。また、緊急防除終了の判断はどのように行うのか。
- 緊急防除は誰が中心となって行うのか。
- 侵入調査による病害虫の早期発見は非常に重要である。このため、都道府県の体制強化にも国からのご協力をお願いしたい。

(事務局)

- 残留農薬基準を超えた場合に出荷できなくなった場合の補償の在り方については検討が必要と考える。なお、寄主果実については基本的に移動制限がかかっていることから、実際には出荷ができず、買い取って廃棄するため、残留農薬基準が問題になることはないと思われる。ただし、使用した農薬が環境に影響する可能性もあるので、防除対象と類似の病害虫で同じ作物に登録がある農薬を選択し、その使用方法を守って使用することにより、残留農薬基準を超える、環境に影響が出るということがないようにすることが原則と考えている。
- 緊急防除の要否については、発生範囲を特定するための調査や初動防除等の結果等を踏まえて、専門家を交えた対策検討会議において方向を決定する。また、緊急防除の期間については、緊急防除開始時の告示に規定する。防除の進捗によって、早期に終了することもあれば、期間を延長することもある。
- 緊急防除は国が行うが、都道府県や市町村にも協力指示書を出して協力してもらいながら対策を実施する。また、都道府県や市町村のほか、地元 JA などからも協力を得て、地域全体で進めていくことが重要。

(加藤委員)

- 緊急防除を実施するとなった場合の産地への影響はとても大きい。その後の営農継続の観点からも、廃棄等を行った場合の補償を十分にしていきたい。
- 病害虫対策では、初動防除が重要であるため、行政も含めて人員など体制整備をお願いしたい。

(事務局)

- 補償については、いただいたご意見も踏まえ適切に対応していきたい。

- 体制整備の観点からも周知は重要であると考えてるので、しっかりと取り組んでまいりたい。

(有江座長)

- 緊急防除実施基準に記載する「病害虫の種類」には種だけでなく、レース等も含まれるという理解で良いか。
- 緊急防除における寄主植物の移動制限は、具体的にどのように行っているのか教えてほしい。たとえば、ジャガイモシロシストセンチュウではどうか。
- ジャガイモシロシストセンチュウの防除区域内のほ場に一般人が立ち入ってしまうおそれがあると思うが、何らかの対策をとっているのか。

(事務局)

- ご指摘のとおり、「病害虫の種類」にはレース等も含まれる。
- ジャガイモシロシストセンチュウでは、例えば、防除区域から澱粉用馬鈴しょを出荷する場合には、①澱粉工場において本線虫が死滅する条件で確実に加工ができるか、②輸送時に幌かけ等の分散防止措置がとられているかを植物防疫官が確認をしている。
- 現地では、チラシによる周知やほ場に立ち入らないように注意する看板の設置等を行っている。

(有江座長)

- 各委員からの意見を踏まえると、大きな修正意見はなかったので、提案のあった方向で進めていただくということで良いか。

(各委員)

- 問題ない。

以上